



紛争鉱物に関する SEC 規則と 責任ある鉱物調達検討会について

国際部

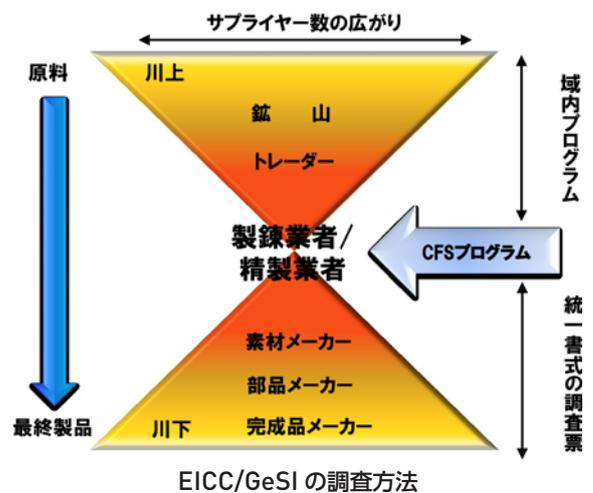
2012年8月22日に米国証券取引委員会 (SEC) は、公開投票において、3対2で紛争鉱物の情報開示に関する最終規則を採択しました。賛成票を投じたのは、Schapiro 委員長と民主党系の委員2名で、共和党系の2名の委員は反対でした。規則が僅差で採択されたことと、紛争鉱物条項で指定された期限より約1年半遅れたものであることは、この規則の複雑さを象徴しています。

JEITA では、SEC の規則公表に先立ち、2011年12月に責任ある鉱物調達検討会を発足させるとともに、欧米でいち早くこの問題に取り組んでいた Electronics Industry Citizenship Coalition (EICC) 及び Global e- Sustainability Initiative (GeSI) と2012年1月に MOU を締結しました。

SEC の規則は、米国上場企業などに対して、製造する製品に使用される紛争鉱物 (錫、タンタル、タングステン、金) がコンゴ民主共和国 (DRC) 又は周辺国で産出されたかどうか等を情報開示させるものですが、その調査には莫大な手間とコストが発生します。EICC と GeSI は、サプライチェーンの中で数が少ない製錬所を監査して調査の効率化を図る Conflict-Free Smelter (CFS) プログラムを構築・推進するとともに、サプライチェーン企業間で

交換する調査票の書式を統一して、その管理コストを削減しようとしています。

JEITA もワシントン DC 事務所が紛争鉱物問題に対応する EICC と GeSI の Extractives WG に毎週参加しています。米国の情報をいち早く検討会メンバーに伝えたり、2012年8月に公開された改訂版の調査票に意見を反映させたりしてきました。そして日本では、他業界にも EICC / GeSI 調査票を使用することを働きかけるとともに、コンゴ産の紛争鉱物の全てを否定しないように訴えてきました。あくまでも武装勢力の資金源になる紛争鉱物だけが問題で、採掘を生活の糧としている地域住民も多くいるからです。



2012年10月 CFS 責任ある鉱物調達シンポジウム



2012年10月31日には、責任ある鉱物調達シンポジウムを開催しました。紛争鉱物

問題に先駆的に取り組む JEITA 主催の講演会ということで、約250名の聴講者が来

場しました。弁護士による SEC 規則の解説と電子業界の当事者から紛争鉱物問題の取組みが説明されたため、登壇者と聴講者の間で、企業が困っている実務上の問題について活発な質疑応答が行われました。

SEC の最終規則は、2010年12月に公開された規則案と異なる点がいくつかありますので、重要なものを紹介します。先ず報告の対象期間ですが、規則案では企業の会計年度でしたので、企業ごとに対象期間とそれを報告する時期は異なっていました。最終規則では、全ての企業が一律で暦年(1~12月)が対象期間となり、翌年の5月末までに専用の Form SD という書式で報告することになりました。規則に基づいて SEC に報告する義務のある企業は、約 6,000社とされています。それぞれの企業が異なる会計年度を用いているので、多数の米国上場企業と取引しているサプライヤーは、極端に言えば毎月情報提供を求められる可能性があります。対象期間が統一されたことで、その負担が減少することになります。ただし、日本企業の多くは会計年度が4月~3月ですので、2013年1月から対象期間が始まったために、前倒しでの対応が必要になりました。

次に最終規則では移行(猶予)期間も設けられました。資産500万ドル以下の小企業は4年間、その他の企業には2年間に限り、「DRC コンフリクト判定不能」という表現の使用を認められます。そして、製品に使用された紛争鉱物が DRC 産の場合などには、紛争鉱物報告書(CMR)を作成しますが、独立した第三者による CMR の監査義務が移行期間中は免除されます。

このように最終規則で明らかにされた内容もありますが、実務上では、いまだ不明瞭な点も残っています。例えば、合理的な原産国調査とデュー・デリジェンスは実務上にはどのような違いが発生するのか、規

則の対象となる製造委託の影響度とはどの程度なのか、装飾に紛争鉱物が含まれている場合の取り扱いなどです。

これらの問題に対して、現時点では正解はありません。今後、各国の産業界や監査法人業界、政府機関などがコンセンサスに基づいて判断することになるでしょう。場合によっては、その時は正解でも、時間がたつと正解ではなくなる可能性もあります。今後、JEITA では、責任ある鉱物調達検討会を中心に、MOU を締結した EICC 及び GeSI と協力して、それらの不明点を明確にしていきたいと考えています。

2013年1月10日と11日には、EICC から講師を招聘して日本の製錬業者向けに CFS プログラム説明会を開催しました。まだ CFS プログラムの監査を受ける製錬所の数は少ない状態ですが、監査手続き、監査要件、コスト、CFS 早期導入者プログラム(監査費用の補助金)について説明することで、CFS プログラムの普及に役立ったと思います。2日間で約100名の聴講者が参加しましたが、ここでも聴講者と活発な意見交換が行われました。

EU で紛争鉱物条項と似た内容の法制化の検討が始まるなど、海外でも大きな動きが続いています。2013年に調査対象期間が始まっていますが、JEITA 及び責任ある鉱物調達検討会に期待される役割は、引き続き重要となります。



2013年1月 CFS プログラム説明会